苫小牧キラキラ保育園　虐待対応マニュアル

第一章　虐待とは何か

児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、および教育上の措置をとる。」と明記された。

たとえ親の愛情から行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすればそれは「虐待」であるといえる。

第二章　虐待の種類

１　身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（法第２条第１号）（殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、熱湯をかける、タバコの火を押しつける、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物・毒物をのませるなど）

２　性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること。（法第２条第２号）（子どもへの性交、性的行為の強要・教唆、性器や性交をみせる、ポルノグラフィーの被写体になることを子どもに強要するなど）

３　心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与えること。（法第２条第４号）（ことばによる脅迫、子どもを無視したり、拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをするなど）

４　ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置など、その他保護者としての監護を著しく怠ること。（法第２条第４号）（ことばによる脅迫、子どもを無視したり、拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをするなど）

第三章　児童虐待の特徴

１　発見が困難

児童虐待は家庭という「密室」で行われるため、これを発見するには保育所などの関係機関と地域の住民の協力が必要である。

２　小さい子どもほど危険度が大きい

自分が虐待をうけていることを他の人に伝えることができず、虐待によって死にいたる可能性が高いため、いち早く対応する必要がある。

第四章　児童虐待を受けている可能性のある子どもの特徴

　これらは児童虐待を受けている子どもに見られることの多い特徴である。これらの特徴のどれかが当てはまるからといって、即、児童虐待を受けているということではないが、注意深く見守る必要があるといえる。

１　乳児の場合

- 表情や反応が乏しく笑顔が少ない
- 特別の病気がないのに体重の増えが悪い
- いつも不潔な状態にある
- おびえた泣き方をする
- 不自然な傷がある
- 予防接種や健康診断を受けていない

２　幼児の場合

- 不自然な傷や同じような傷が多い
- 傷に対する親の説明が不自然である
- 身長や体重の増加が悪い
- 不自然な時間の徘徊が多い
- 衣服や身体がいつも不潔である
- 他者とうまく関われない
- 他者に対して乱暴である
- 基本的な生活習慣が身についていない
- 衣服を脱ぐことに異常な不安をみせる
- 他者との身体接触を異常に怖がる
- 年齢不相応の性的な言葉や性的な行為がみられる

３　学童の場合

- 態度がおどおどしている
- うそが多い
- 家に帰りたがらない
- 性的なことで過剰に反応したり不安を示す
- 傷や家族のことに関して不自然な答えが多い

第五章　虐待をしている可能性のある保護者の特徴

　これらは児童虐待を行っている親に見られることの多い特徴である。これらの特徴のどれかが当てはまるからといって、即、児童虐待を行っているということではないが、注意深く見守る必要があるといえる。

- 地域の中で孤立している
- 自分や他者に対して否定的な態度をとる
- 他者との関係がもてない
- 子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になりやすい
- 子どもへの態度や言葉が拒否的である
- 子どもの扱いが乱暴であったり、冷淡である

・小さな子どもを残してよく外出している
・子どもがなつかない、という

第六章　相談の場所

●苫小牧市役所
苫小牧市役所　１階１７番窓口　こども支援課
TEL　0144-32-6369
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　８：45～17：15
※夜間・休日の緊急連絡先は、苫小牧市役所（代表）　TEL　0144-32-6111

●室蘭児童相談所
TEL　0143-44-4152
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　８：45～17：30
※虐待など緊急の場合はいつでも

●苫小牧警察署
TEL　0144-35-0110

●児童相談所全国共通ダイヤル
TEL　189（いちはやく）

第七章　相談するに当たって

●事実と推測を区別しておく
自分で実際に見たり、聞いたりしたことと、「〇〇なのではないか」と推測したこととを整理して話す。

●記録を取る
どのような連絡をしたか時間が経つとあいまいになるので連絡をとったら必ず記録を残しておくこと。その際、いつ、誰と、どのような方法で（電話、面会等）、どのような内容を伝えたかを明記しておく。また、作成した記録は重要な個人情報なので、他の人の目にふれないよう保管することを徹底する。

●わかる範囲で十分だが、次のような情報があれば伝えること
・虐待されている児童・保護者について
名前、生年月日または年齢、性別、住所、電話番号家族構成や職業等家庭の状況等
・虐待の恐れがあると思ったのはなぜか
どのようなことを、誰がしているのか、いつごろからかどのくらいの頻度で、子どもの様子はどうか、目撃したことか・聞いたことか（誰からいつ聞いたことか）

●人権への配慮
児童虐待に関わっている親子は、ともに心に深い傷を負っている場合が多いといえる。配慮の無い言動や対応で、親子の心にさらに傷を負わせることがないよう、相手の立場に充分配慮した対応が求められる。